

特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会
第 17 回（平成 26 年度第 1 回）理事会議事録

日 時：2014 年 10 月 10 日（金） 11：00～17：00

場 所：AP 品川「A」ルーム

出 席 者：堀部敬三（理事長）

越永従道（副理事長）

井上雅美、大賀正一、小川千登世、小原 明、菊田 敦、

滝 智彦、田尻達郎、田中祐吉、野崎美和子、檜山英三、堀 浩樹、

前田美穂、米田光宏（以上理事）

田口智章、花田良二（以上監事）

小田 慈（第 56 回学術集会会長）

杉田完爾（第 57 回学術集会会長）

黒田達夫（第 58 回学術集会会長）

欠 席 者：嶋 緑倫（理事）

議 長：堀部理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は 16 名中 11 名であり、定款 27 条 2 項に定める定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I 議事録署名人の選出

野崎 美和子理事、滝 智彦理事が選任された。

II 前回理事会議事録（案）の確認

修正なく承認された。

III 審議事項

1. 第 59 回学術集会会長の選任について（堀部理事長）

3 名の立候補があり、1 名より辞退届が提出された旨が報告された。2 名の候補者について、理事 15 名による投票がなされた結果、石井榮一先生が第 59 回学術集会会長に承認された。次回総会で報告を行う。

2. 名誉会員の推戴について（堀部理事長）

1) 堀部理事長より、名誉会員推戴の基準を明確にすべきではないか、との提案があり討議を行った結果、定款施行細則第 18 条 1 項について、以下のように改変することと

なった。

現行：

名誉会員は、会長経験者あるいは理事または監事を務めた者で、この法人の発展に特別に功労のあった者の中から理事会が推薦し、総会で承認された個人とする。

改正案：

名誉会員は、会長経験者あるいは理事または監事の任期を務めた者で、理事会が推薦し、総会で承認された個人とする。

本年度は、沖本 由理先生、小田 慈先生が推薦され承認された。

2) 特別な功労があるが在任中に逝去した会員について、特別な処遇は与えられないかとの提案があり、今後検討していくこととなった。

3. 2013年度決算（仮）について（前田財務委員長）

収支計算書等、財務諸表を基に説明があった。なお、最終の決算書類については、会計監査終了後、審議することを確認した。

4. 英文オフィシャルジャーナルについて（堀部理事長）

PBC に全会員の購読契約を提案したところ、先方から\$100,000-との見込額が示されたことが報告され、全会員契約は困難であることを確認した。続いて、今後どのように進めていくかについて、以下のような議論がなされた。

1) 学会にとってメリットがあるか

購読権が得られること、また PBC の Editorial Board に本学会から 2 名程度参加することができれば、雑誌編集上の発言権が高まるのではないかと、などの議論が行われ、今後引き続き検討していくこととなった。

2) 費用の負担について

Official journal となるための最低購読人数および総費用について現時点で不明確な部分があるため、それらの点を含めて引き続き PBC と確認・交渉していくこととなった。

5. 学会誌のオンライン化について（堀部理事長）

編集委員会、嶋委員長欠席のため、田中副委員長による以下の報告があり、討議がなされた。

・J-stage による学会誌のオンライン化により、雑誌印刷の費用が浮くため、費用が 120 万円強削減できる見込みである。

・委員会にて 6 名の賛成、「紙媒体であるほうが情報に目を通すのが容易である」という理由で 2 名の反対があった。

討議の結果、オンライン化を推進すべきとの結論となり、今後、編集委員会にて具体的なオンライン化の方策を検討していくこととなった。

6. 会費値上げについて（堀部理事長）

本年度は値上げを行わないが、英文オフィシャルジャーナルの導入により、評議員の会費値上げが必要かについて今後検討していくこととなった。

7. 抄録集の価格について（堀部理事長）

小田会長より以下の提案があり、討議を行った。

- ・ 学術集会にて抄録集を販売する際に、抄録集を学会誌として取り扱えば価格を2,000円から3,000円へ変更すべきではないか。（学会誌価格については年会費12,000円に對して年間4冊のため1冊3,000円という計算に基づいている）

→抄録集の販売価格を3,000円とすることで確認された。

- ・ 学術集会中の抄録集販売に際し、抄録集を学会本体で購入すべきか。

→抄録集を学会誌として扱う以上、学会本体で購入・販売することが確認された。

8. 大谷賞授賞者の承認（越永学術委員長）

越永学術委員長より、資料に基づき以下の報告があった。

- ・ これまで大谷賞の選定について明確な規定がなかったため、今後学術委員会にて規定を検討していくこととなった。

- ・ 大谷賞について、評議員のアンケート結果を尊重し、理事にて再投票することなく、濱麻人先生1名を大谷賞候補者として推薦することが確認された。

9. 学術賞授賞者の報告（持ち回り理事会で承認済）（越永学術委員長）

越永学術委員長より選考経過について報告があった。

- ・ これまで領域別での募集は行っていなかったが、委員会にて検討し血液とがんの2つに領域を分けその中でさらに基礎、臨床という領域を設定し4名を選出した。

- ・ 学術賞は人に与えられるものという認識から、筆頭著者1名を選出した。

以上の選考経過から、今年度学術賞4名が推薦され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

10. 新評議員の承認（井上評議員資格審査委員長）

井上委員長より新評議員候補者の報告があり全員異議なく承認された。

また、領域表記について以下の議論がなされた。

- ・ 評議員の領域別表について

→領域を全て表記することとなった。

→今後、既会員に領域を登録してもらえるよう検討していくこととなった。

→事前登録時に領域記入を必須事項とするという提案があった。

1 1. 第 1 回専門医試験について（米田専門医制度委員長）

米田委員長より配布（後に回収）資料に基づき、選考経過について以下の報告があり、選考基準について議論がなされた。

- ・2014年10月4日に筆記試験、10月5日に面接試験が実施された。
- ・試験区分は一般受験者、暫定指導医資格保持者、血液専門医資格保持者（血液領域の筆記試験は受験不要）の3区分により実施された。
- ・本年度は130名の申込があった。1名応募要件を満たさなかった。また、1名当日欠席により当日受験者128名であった。
- ・当日受験者は、一般受験者7名、暫定指導医資格保持者81名、血液専門医資格保持者40名であった。
- ・筆記試験では正答率20%に満たない問題、問49及び問25を不適切問題とし、当該問題を全員正解として処置した。
- ・面接試験は5段階（優・良・可・不良・不可）により、試験官2名の合議により判定した。
- ・委員会にて筆記試験・面接試験の結果を総合的に鑑みて全受験者を評価した結果、128名全員資格保有条件を満たしていると判断し、全員合格とした。
- ・基準が低いのではないかという意見があったが、第1回試験であり筆記試験結果に離れ値がなく、合格点数加減の明確な基準設定は難しいと判断し、今後、試験を続ける中で基準を検討していくこととなった。
- ・専門医制度委員会による評価を尊重し、今年度128名合格ということが確認された。
- ・次回試験に向けて、今回の問題と共に正答率等の資料も、参考として問題作成者へ提供（後に回収）してはどうかという意見があり検討することとなった。
- ・本年度は4件の研修施設申請があり、1施設申請取り下げにより、旭川医科大学病院、杏林大学医学部付属病院、日本赤十字和歌山医療センター、以上3件の研修施設が承認された。
- ・研修施設認定について、選考経過も資料にまとめてほしいという意見があり、今後検討することとなった。
- ・来年の専門医試験は2015年9月12日、13日に実施することが確認された。

1 2. 会費滞納者の自然退会について（堀部理事長）

議場にて会費滞納者の確認がなされた後、対象者の退会について承認された。

1 3. 定款施行細則の変更について（野崎規約委員長）

野崎委員長より配布資料を基に報告があり、以下の改訂案が承認された。

旧版	改訂案
(理事の選任)	
第3条 理事は定款第14条により評議員の中から立候補制によって選任される。	
	選挙に先立って年齢制限等によって被選挙権を有さない評議員の中から理事会の推薦によって2名以上の選挙管理委員が選任される。
	選挙管理委員会は選挙の行われる月の3ヶ月前までに選挙に関する公示を行う。選挙管理委員の氏名も同時に公示される。
2. 理事の候補者になろうとする者は、定められた期日までに領域を明示のうえ履歴ならびにマニフェストを文書によって理事長に届け出ることとする。	理事の候補者になろうとする者は定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
3. 同じ候補者が理事長と理事の両方に立候補することは可能だが、推薦は認めない。	理事候補者が同時に理事長に立候補することはできるが、理事長に選任された場合は理事候補者から除外される。
5. 評議員会において立候補者でない評議員の中から選任される選挙管理委員の管理のもとに評議員の投票により選出される。	削除
	選挙管理委員会は、領域別の候補者名簿と有権者名簿、候補者の立候補用紙、ならびに領域別に選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる2ヶ月前までに全評議員に評議員メーリングリストをもって告知する。
	評議員メーリングリストにおいて投票期間を周知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。
6. 投票は候補者の履歴とマニフェストを配布のうえ出席評議員によるものとし、委任状による投票はこれを認めない。	投票は、学会ホームページ上の会員専用欄からの電子投票とする。結果は総会で報告した後ホームページの会員専用欄に公表する。
(監事の選任)	
第4条 監事は定款第14条により評議員の中から立候補または推薦によって選任される。	

2. 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに履歴を文書によって理事長に届け出ることとする。	監事の候補者になろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
3. 細則第2条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、その任期中に66歳の誕生日を迎えないことが立候補者の条件となる。	
4. 評議員会において立候補者でない評議員の中から選任される選挙管理委員の管理のもとに評議員の投票により選出される。	選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第3条第2項で選任されたものがこれを努める。
	選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の立候補用紙を揃えて選挙の行われる2ヶ月前までに全評議員にメーリングリストをもって告知する。
5. 投票は候補者の履歴を配布のうえ出席評議員によるものとし、委任状による投票はこれを認めない。得票数が同票の場合は、抽選により当選者を選出する。	投票は、学会ホームページ上の会員専用欄からの電子投票とする。
(疾患委員会)	
第15条 疾患委員会委員は、評議員の中から、自薦・他薦により選挙によって選出される。理事会の議を経て理事長が委嘱する。	疾患委員会委員は、評議員の中から、選挙によって選出され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
	選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第3条第2項で選任されたものがこれを努める。
	疾患委員の候補者は自薦と他薦の両方が認められるが、委員の候補者となろうとする者は、定められた期日までに選挙管理委員会に所定の立候補用紙をもって届け出るものとする。
	選挙管理委員会は、疾患別の委員候補者名簿と候補者の立候補用紙、ならびに疾患別に選出すべき委員数を選挙の行われる2ヶ月前までに全評議員に評議員メーリングリストをもって告知する。
2. 選挙は、評議員会において領域を問わず出席評議員全員による投票によって行われる。	選挙は、領域を問わず全評議員による電子投票によって行われる。

上記以外の改定案については今後検討していくこととなった。

また、報告に基づき、以下の確認がなされた。

- ・理事の任期について12月31日までに揃えるということが確認された。
- ・学術集会にて今後電子投票により選挙を行う旨を評議員に告知することが確認された。
- ・立候補用紙に候補者の所信表明があれば、選挙の際に判断しやすいという意見があり、今後、疾患委員会委員立候補者用について評議員資格審査委員会で新たに立候補用紙を検討することが確認された。

IV 報告（一部審議含む）事項

1. 第55回日本小児血液・がん学会学術集会 会計報告（補足）（田口前会長）

修正が異議なく承認された。

なお、前学術集会にて、「拡大プログラム委員会」という科目で計上されている費用について、次回学術集会では「国際交流会」という科目として計上することが確認された。また、科目名の適否について公認会計士に確認することとなった。

2. 庶務報告（越永委員長）

越永委員長より、入会人数及び退会人数について報告があった。

あわせて入会者リストが示され、承認された。

3. 常設委員会報告

1) 社会・広報委員会（檜山委員長）

檜山委員長より、資料に基づき、英文ホームページ作成に関する一般ページリニューアルについての302,400円の見積額が提示され、承認された。

2) 倫理委員会（前田委員長）

前田委員長より、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（案）概要（平成26年8月9日）」について説明・報告があった。

3) 利益相反委員会（田中委員長）

田中委員長より、配布資料に基づき以下の報告があり、議論がなされた。

・学術集会のCOI「有」として提出された4件の自己申告書を確認し、2件については、発表演題名と照合してCOI「有」に該当するとは思われなかった。残り2件については演題抄録と併せて今後確認することとなった。

・査読においてはCOI申告の有無を確認する必要はないことが確認された。

・COI申告「無」については追及しないが、後にCOI「有」と気付いた場合は開示するよう指導していくということが確認された。

・プログラム委員会においては、倫理審査の承認の有無のみチェックする必要があることが確認された。

・本年度総会において、今後は倫理委員会の承認を受けている旨の表記があるかのチェッ

ク項目を設けることを会員にアナウンスすることが確認された。

・学会誌への論文投稿者の利益相反自己申告書（案）について、誓約における『私の日本小児血液・がん学会講演会での発表で妨げとなる』という文言について、妨げになるものではないという意見があり、また、『公開すること』という文言についても、プライバシーの観点から問題があるのではないかという意見があり、誓約の文言について見直すこととなった。

・診療ガイドライン執筆者に対しても利益相反自己申告書の提出を依頼することとなった。

4) 保険診療委員会（小川委員長）

『医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議』への要望募集がホームページに掲載されたとの報告があった。

5) 教育・研修委員会（大賀委員長）

大賀委員長より、小児血液・がんセミナーが今後予定通り開催されることが報告された。名称については「小児血液・がんセミナー」で統一することが確認された。

セミナー参加者を増やすために、全国レベルでの周知方法にさらに工夫する必要がある。専門医 5 単位認定のためには、一般演題と特別講演などを含めて、5 題以上が必要である。企業協賛の研究会とは独立に開催する。セミナー参加者のアンケートを集計中。

6) 疾患登録委員会（小原委員長）

小原委員長より、以下の報告があった。

・疾患登録データの二次利用の申請が 3 件あった。データの有効利用について検討している。

・小児慢性特定疾患制度の見直しに伴い、意見書の書式が変更になったこと、指定医が設けられたことが報告された。

7) 国際委員会（堀委員長）

堀委員長より資料に基づき報告があり、以下の議論がなされた。

・SIOP 開催日について

→他の会合日程との関連を考えながら検討していくこととなった。

8) 診療ガイドライン委員会（菊田委員長）

菊田委員長より、「がん診療ガイドライン普及促進とその効果に関する研究及び同ガイドライン事業の在り方に関する研究」平成 26 年度平田班第 1 回研究会議の内容について報告があった。

平田班の研究費 60 万円：アンケート調査、書籍購入に充てる。

CAEBV ガイドライン作成：評価委員として菊田理事が参加する。

9) 臨床研究倫理審査委員会（滝委員長）

滝委員長より、倫理審査進捗状況について、資料に基づき報告があった。

また、疾患登録データの二次利用について今後検討していくことが報告された。

4. その他委員会報告

緩和ケア等事業委員会（越永委員長）

越永委員長より、今後仙台セミナーが開催されることが報告された。

5. 学術集会準備報告

1) 第56回日本小児血液・がん学会学術集会（小田会長）

小田会長より配布資料に基づき報告があり、議論がなされた。

- ・学術集会時の予算・会計について：予算・会計を一本化して行う。
- ・学術賞の発表及び表彰は、学術賞発表時に同時に行うことが確認された。
- ・教育セッションについて、後日、音声・パワーポイントをまとめたものを配布することが報告された。

2) 第57回日本小児血液・がん学会学術集会（杉田次期会長）

杉田次期会長より来年の学術集会のキャッチフレーズを”no borders for our children from bench to bed” とすることが報告された。

3) 第58回日本小児血液・がん学会学術集会（黒田次々期会長）

黒田次々期会長よりMAコンベンションにて準備していることが報告された。

6. その他

1) 移行支援ワーキンググループについて

前田理事より配布資料に基づき報告があり、議論がなされた。

・「移行支援ガイドブック医師版（試案）が配布され、コメント依頼（10月17日まで）があった。

・移行期医療検討委員会の起案書について

- ・小児外科学会でも同様の委員会が設立されていることが確認された。
- ・移行支援について、受け取る側（内科医）の意見を記載する必要があるという意見があり、検討していくこととなった。
- ・医師間で共に診ていくという体制が必要という意見があった。

→当会として必要であるということが確認され、今後具体的に検討していくこととなった。

2) 対外委員の確認

堀部理事長より、資料に基づき報告があった。

・日本癌治療学会関連学会委員会担当越永委員より、TNM分類ワーキンググループへ参加依頼があったことが報告されたが、小児がん診療においてTNM分類をあまり使わないことから参加を見合わせる事となった。

- ・滝理事より、小児科学会遺伝的検査検討WG委員でなく、倫理委員会に参加しているこ

とが報告された。

・菊田理事より、平田班でがん治療ガイドラインのアンケート調査を実施することが報告された。

3) 小児がん関連学会連絡協議会について

堀部理事長より、参加学会および今後の開催予定等につき、資料に基づき報告があった。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。